

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所の契約に係る取引停止等の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)が公的研究費により発注する建設工事を除く物品の購入および製造、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、次の次号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引業者に対しては取引を停止する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積りに際し、不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事を粗雑にし、又は品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) 企業の社会的責任(CSR)を果たしていないとき。
- (5) その他、本研究所に不利益をおよぼす行為があったとき。

(取引停止に係る特例)

第4条 取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(取引停止の通知)

第5条 理事長は、第3条規定により取引停止を行い、前条第4項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第5項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に遅滞なくそれぞれ通知するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第7条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第4条の規定による取引停止の解除をしたときは、長寿医学研究所ホームページ上で公表するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第9条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。